

令和8年度

任期付職員採用選考

【保育士】

募集案内

白井市

任期付職員採用選考（保育士）一般・短時間

1. 採用の目的

白井市では、待機児童の解消及び障がいのある児童の保育を目的に一時的に不足する保育士を白井市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び同規則の規定に基づいて、任期を定めた採用を行います。

2. 採用予定人数、職種及び任期等

採用区分	一般	短時間
職 種	保育士（１級）	
勤務場所	市内 市立保育園（清水口、南山、桜台）	
勤 務 日	５日／週（月曜日～土曜日） ※時間外勤務をお願いする場合があります。	
勤務時間	週３８時間４５分	週３０時間（シフト制） ※１３：００～１９：００（土曜日は１１：００～１７：００）
任 期	Ｒ８.９.１以降～Ｒ９.３.３１	
採用予定人数	１名	３名

3. 応募資格

保育士登録証を有している者

- ・次のいずれかに該当する者は、応募できません。

地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当する者

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 白井市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第

69 号) に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用されないことがあります。

4. 応募方法

- (1) 「任期付職員採用選考応募書(保育士)」に必要事項を記入し、保育士登録証(写し)を添付のうえ、郵送又は直接、白井市総務部人事課まで提出してください。

「任期付職員採用選考応募書(保育士)」は、白井市役所総務部人事課で交付又は郵便でも請求できます。(郵送を希望する場合は、封筒の表に「任期付職員採用選考応募書請求」と朱書きのうえ、110円切手を貼付した返信用封筒に宛名を明記し同封して請求してください。)

また、市ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 身体障害者の方は、申込時に身体障害者手帳を持参又は写しを郵送してください。

5. 受付期間

受付期間 随時 ※採用となるまで随時受付します。

受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで

(土曜日・日曜日及び祝日は閉庁のため、受付は行いません。)

6. 選考の方法及び内容

- (1) 第1次選考(書類選考)

「応募書」により、受験資格、志望理由などで評価します。

- (2) 第2次選考(面接選考)

保育園等での勤務経験及び職務遂行能力並びに積極性、責任感など社会人としての基礎的能力や人柄等について評価します。

7. 職位及び給与

【採用区分 一般任期付職員】

- (1) 職 位 保育士(1級職)

- (2) 給 与

- ① 初任給

単位:円

職 給	給料表号給	給料月額	地域手当	合 計
中級職 (短大卒程度)	行政職(一) 1 級	216,500～ 268,300	12,990～ 16,098	229,490～ 284,398

	15～93 号給			
--	----------	--	--	--

(令和8年6月現在)

※ 上位の学歴及び一定の職務経験を有する者は、一定基準で算出した経験年数を加算し、上位の給料月額に決定します。

② 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等を給与条例に基づいて支給します。

【採用区分 任期付短時間職員】

(1) 職 位 保育士(1級職)

(2) 給 与

① 初任給

単位:円

職 給	給料表号給	給料月額	地域手当	合 計
中級職 (短大卒程度)	行政職(一) 1 級 15～93 号給	167,612～ 207,716	10,056～ 12,462	177,668～ 220,178

(令和8年6月現在)

※ 上位の学歴及び一定の職務経験を有する者は、一定基準で算出した経験年数を加算し、上位の給料月額に決定します。

② 諸手当

一部の手当(扶養手当、住居手当)を除き、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等を給与条例に基づいて支給します。

8. 勤務時間・休暇

【採用区分 一般任期付職員】

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、午前7時から午後7時までのうち、1日7時間45分、週38時間45分の変則勤務になります。交代制による土曜日勤務があります。

また、1日の勤務時間を超える勤務(時間外勤務)をお願いする場合があります。

※時間外勤務を行った場合は、別途「時間外勤務手当」が支給されます。

(2) 有給休暇

- ① 年次休暇 年度20日以内
- ② 特別休暇 忌引、介護休暇等が整備されています。

【採用区分 任期付短時間職員】

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、午後1時から午後7時までの1日6時間、週30時の勤務になります。交代制による土曜日勤務があります。（土曜日は午前11時から午後5時）

また、1日の勤務時間を超える勤務（時間外勤務）をお願いする場合があります。

※時間外勤務を行った場合は、別途「時間外勤務手当」が支給されます。

(2) 有給休暇

- ① 年次休暇 年度20日以内
- ② 特別休暇 忌引、介護休暇等が整備されています。

9. その他

採用に係る不明な点等については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

白井市役所 総務部 人事課 人事研修係

電話：047-492-1111（代）

北総線 白井駅下車 徒歩10分